

# 会 議 録

令和 7 年度 第 4 回和光市介護保険運営協議会

開催年月日・召集時刻

令和 7 年 11 月 5 日(水)午後 1 時 30 分

開催場所

和光市役所 第 2 委員会室

開催時刻

午後 1 時 30 分

閉会時刻

午後 2 時 28 分

## 出席委員

## 事務局

菅野 隆

健康部次長兼長寿あんしん課課長

鈴木 正敏

梅津 俊之

山口 はるみ

長寿あんしん課主幹兼課長補佐

安田 芳子

川口 暢

八木沢 直子

長寿あんしん課課長補佐

清水 孝悦

石井 ゆり奈

宮永 美都

長寿あんしん課介護保険担当統括主査

茂野 洋之

島津 結実

木暮 晃治

長寿あんしん課地域支援事業担当統括主査

松根 洋右

沖 結里加

長寿あんしん課介護保険担当主任

安藤 拓人

## 欠席委員

岩崎 郁人

熊谷 和恵

深野 正美

渡久地 勢子

森田 圭子

備考

傍聴者 1 名

会議録作成者氏名

川口 暢

## 会 議 内 容

梅津次長	<p>本日は、大変ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の進行を務めます長寿あんしん課の梅津です。よろしくお願いいたします。会に先立ちまして、本日の資料をご確認させていただきます。事前配布資料としまして、次第、資料1として地域包括ケア見える化システムを活用した和光市介護保険事業の現状分析、続きまして、資料2、特別養護老人ホーム公募の結果、資料3、令和7年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算第2号案、資料4が介護給付費通知事業廃止の説明資料、以上5点の資料に不足はございませんでしょうか。</p> <p>それでは会議に当たりまして、健康部長櫻井より皆様に一言ご挨拶を申し上げます。</p>
櫻井部長	<p>皆様こんにちは。健康部長の櫻井でございます。開会に先立ちまして、私の方から一言ご挨拶申し上げます。本日はご多忙の中、第4回和光市介護保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。またですね、委員の皆様には日頃より介護保険事業の運営に関しまして、ご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。本日は、報告事項が2件、諮問事項2件を予定しております。限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
梅津次長	<p>続きまして、運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。本来であれば市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、公務のため、櫻井部長が代読させていただきます。どうぞお願いします。</p>
櫻井部長	<p>&lt;諮問書、代読&gt;</p>
梅津次長	<p>介護保険運営協議会につきましては、和光市民参加条例第12条第4項の規定により、原則公開となっております。また、会議後には会議録を作成し公開をいたします。その際、記録につきましては要点記録とし、各委員の御意見、ご発言につきましては、委員名を明記した上での記録といたしますので御了承ください。なお、会議録作成のため、録音を行っておりますが、作成後に消去いたします。それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。</p>
菅野会長	<p>はい。それではただいまから令和7年度第4回和光市介護保険運営協議会を</p>

梅津次長	<p>開催とさせていただきます。本日の会議は 14 時 40 分ぐらいまでを予定しておりますので、円滑な議事進行、ご協力をお願いいたします。それでは会議の開催にあたり、委員定数について事務局から確認をお願いいたします。</p> <p>はい。本協議会は 15 名の方が委員であり、その過半数である 8 名の出席が会議の成立要件となります。本日過半数以上 9 名の出席ですので会議は成立いたします。</p>
菅野会長	<p>ありがとうございます。それでは議事に入りますけれども、初めに、議事録署名人の指名をさせていただきます。名簿順でございますけれども山口委員、鈴木副会長、御両名に議事録の確認と署名をお願いいたします。</p> <p>今日は、傍聴されてる方 1 名いらっしゃいます。配布資料につきましては会議終了後に回収とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは議事に沿って進めます。最初に報告事項が 2 つ、次に諮問事項が 2 つとなります。まず報告事項 1 について事務局から説明をお願いいたします。</p>
安藤主任	<p>それでは報告事項 1、令和 6 年度和光市介護保険事業現状分析の結果についてご報告いたします。資料 1 をご覧ください。</p> <p>和光市の介護保険事業の現状分析ということで、こちらのインセンティブ交付金の評価項目を提示して、各保険者に毎年地域分析を実施して、地域の事情を把握するよう厚労省より推奨されています。今回、厚労省より提供されている、地域包括ケア見える化システムにより、令和 6 年度の和光市の介護保険事業の現状を統計データを用いて分析しましたので、そのご報告をいたします。2 ページ目をお開きください。</p> <p>1、和光市の人口認定率の動向についてご覧いただきますと、高齢化率、認定率は増加傾向にあります。全国と比較するとどちらも県内や全国の順位がかなり低い順位となっています。グラフの中の、右上の青枠の表を見ていただきますと、2025 年で高齢化率は県内 2 番目、全国 7 番目に低くなっています。認定率は県内 1 番目、全国 27 番目に低い順位となっております。</p> <p>3 ページ目の 2、高齢化率は近隣市との比較と今後の推移をより詳しく掲載しています。令和 6 年度の和光市の高齢化率は 18.1%で、近隣市と比較しても低い値となっています。下段の推移をご覧いただきますと、今後も低い傾向で推移することが予想されますが、高齢化率の増加傾向は他市町村と同様に年々増加する見込みです。高齢化率が低い要因としましては、交通の便が良い地域の特性上、若い世代の市民が多いことが考えられます。</p>

4 ページ目の 3、認定率の動向についてですが、より詳しく掲載しております。認定率は近隣市や全国と同様に増加傾向にありますが、他市と比較し低い水準で推移しています。特に要支援 1、2 の割合が低い特徴があります。これは和光市が総合事業を広く展開することで、介護予防を必要としている人の受け皿になっていることが考えられます。

5 ページ目の 4、新規認定者の分布について、上段に介護度別の新規認定者の分布、下段に年齢別の新規認定者の分布を掲載しています。新規認定の介護度は要支援 1 の割合が近隣市と比較し低い特徴があります。一方、要支援 2、要介護 2 の新規認定者の割合は高くなっています。新規認定された年齢の分布を見ると、「90 歳以上」で初めて介護認定を受けた方の割合が他市と比較し、5%～8%高くなっています。一方で「75～79 歳」、「80～84 歳」で初めて介護認定を受けた方の割合は、6%～11%低くなっています。「70～74 歳」では他市と比較し 4%～5%高くなっております。85 歳以上に限定して比較すると、他市よりも 4%～9%程度新規認定者が多くなっていますので、和光市の総合事業の施策が一定の成果を上げて、健康寿命の増進につながっていることが考えられます。

6 ページ目、5、地域包括支援センターについては、介護予防ケアマネジメントと地域包括支援センターの設置数を掲載しています。厚労省のデータが令和 3 年度の情報で古いものではありますが、65 歳以上の人口 1 万人あたりの介護予防ケアマネジメント数は、他市と比較し 7 倍程度高くなっており、和光市が介護予防に力を入れていることがわかります。地域包括支援センターの 65 歳以上人口 1 万人あたりの設置数は、他市と比較し 1.5 倍～2 倍程度多くなっています。和光市の拠点が 4 拠点だった場合の 65 歳以上の人口 1 人あたりの設置数を再計算すると 2.63 となりますので、2 番目に高い志木市とほぼ同じになるため、1 拠点分他市よりも多く設置していることがわかります。

7 ページ目、6、和光市の介護費用及び保険料の動向について、介護費用額の推移と保険料額の推移を掲載しています。介護保険費用額は増加傾向にあり、保険料も増加しています。介護保険費用額は県内では中間、全国で見ると下位 20%に位置をしています。和光市は認定率が低いため、65 歳以上人口に対してサービス受給者は少なく抑えることができていますが、一方で 65 歳以上の人口 1 人あたりの費用額は県内で中間に位置しておりますので、サービス未利用者が少なく、サービス利用率が高くなっていることが考えられます。現在の第 9 期計画の、保険料の基準額では、5,880 円としておりますので、全国平均の 6,225 円、埼玉県平均の 5,922 円と比較すると低く抑えることができています。

8 ページ目の 7 住居系サービスの受給率について、他市と比較しますとかなり高い水準となっています。和光市は、特別養護老人ホームが、定員が少ない

ため、住居系サービスが受け皿になってると考えられます。8 ページ目の下段の説明文についてなんですけれども、恐れ入りますが1点訂正がありまして、説明文の2行目の、「8 受給率（施設系）」と記載しておりますが、正しくは「9 受給率（施設系）」となりますので、恐れ入りますが修正をよろしく願いいたします。

9 ページ目の、8、在宅系サービスの受給率については、他市と比較し低い水準となっています。これらは、被保険者に対して認定者数が少ないことが要因と考えられます。

10 ページ目の9、施設系サービスの受給率は他市と比較し、かなり低い水準となっています。計画している特養がもしも建設された場合は、市内の定員が1.5 倍程度増加することになるため、他市と同程度の受給率になることが予想されます。

11 ページ目の、10、サービス別の第1号被保険者あたりの給付月額を掲載しています。近年は増加傾向にあり、認定率が低いにもかかわらず1人あたりの給付月額が他市と同程度になっているので、サービス利用率が高いことが考えられます。

清水委員

これ各ページの単位を説明してもらえますか？単位が書いてあるところ書いてないところがあるんだけど。

7 ページなんてのは単位が1000 円単位とか、通算に記入してありますよね。他のページって単位書いてないような気がするんだけど。例えば10 ページの0 から3 まで書いてあるじゃないですか、上に。1、1、2、2、3、3 って。この単位って何ですかね、これ？ほかにも各ページありますよ。

事務局

基本的に率と書いてるものは%が単位になるのですが、例えば11 ページの給付月額なんかは円となります。また、表示が1、1、2、2、3、3 とは、小数点を四捨五入した形となっております、下から、0.5、1、1.5、2、2.5 となりますが、四捨五入の表記となってしまいました。申し訳ありません。

清水委員

パッと見たってそれを最初説明してもらわないと、全然わからないじゃないですか。

菅野会長

10 ページの受給率とかは、ただ主に他の和光市のサービス受給率と他市との比較をこれですてるわけだから、だからまあ和光市が全国平均からも半分以下ですよということを埼玉県でもそうですし、ということが確認できればいいん

	<p>ですかね、これは？</p>
事務局	<p>そうですね、比較という意味ではその通りです。</p>
清水委員	<p>なんか毎回思うんだけど、あなたたちがわかってるだけで、他の人はわからないですよ。6ページの数字は65歳以上の人口に対して1万単位あたり7.4件あったということですか、これ？</p>
梅津次長	<p>はい。そのページの下は、センターの数になりますので、和光市は3.29という、人口1万人に対してまあ3件、3つのセンターがありますので、3.29件のセンター数という形になります。</p>
清水委員	<p>聞いて初めてわかる。そういうことね。いやだからこれでも単位を入れてもらわないとわからないんだな。7ページは書いてあるけどもね。だって他のページ全部抜けてるじゃないですか。100は100%なのかな？</p>
梅津次長	<p>すみません。2ページは人と記載されていますから、3ページからちょっとお話しさせていただきます。</p> <p>3ページは高齢化率になりますので、これは18.1%になります。大体、表示で何々率、受給率、高齢化率って書いてあれば、単位はパーセントですね。5ページの新規認定者の分布につきましては、これは全体を100%としたとき、その中で割合で、例えば和光市の黄色は19.1%が要支援1ですよ、と。で、18.6%が要支援2ですよっていう形になりますので、ここもパーセントでお願いします。で、その下の表の数字も、パーセントになります。そして6ページは、先ほど、お伝えしたとおりで件数と設置の数になります。そして、7ページの、6和光市の介護費用及び保険料の動向につきましては、左側は、1000円単位となり、和光市の令和6年度見ていただくと、およそ40億越える数字を指しております。</p>
清水委員	<p>45億ぐらいかな？</p>
梅津次長	<p>そこまでは行ってないと思いますが、まあそうですね、40億ちょっとですね。そして、7ページの下の和光市の保険料の額の推移になりますので、これは例えば令和6年度には5,880円になりますので、これは単位は円になります。</p> <p>そして8ページは先ほどの会長がおっしゃった通り、受給率になりますので</p>

パーセントです。9 ページ及び 10 ページも率になりますのでパーセント。そして、11 ページは給付月額ですので円になります。そして 12 ページにつきましても月額で円です。で、13 ページは上の段が利用率になりますので、これもパーセントです。下のほうが給付月額ですので年です。14、15 ページにつきましては、これも割合ですのでパーセントでお願いします。以上です。大変失礼いたしました。

清水委員

ありがとうございます。

安藤主任

あらためて 11 ページ目からご説明させていただきます。11 ページ目の、10、サービス別の第 1 号被保険者あたりの給付月額を掲載しています。近年は増加傾向にありますが、和光市は認定率が低いにもかかわらず、1 人あたりの給付月額が他市と同程度になっていることがわかります。こちらの原因としては、サービス利用率が高いことが考えられます。

12 ページ目、11、地域の特徴的なデータとして、第 1 号被保険者 1 人あたりの給付月額を在宅サービスと施設及び住居系サービスに分けて掲載しています。施設系サービスの受給率で示したとおり和光市は施設が少なく、可能な限り在宅で生活できるよう支援しているため、介護度の高い方が住居系サービスを利用し、給付月額が高くなっていることが考えられますが、在宅サービスの給付月額を比較すると、特別に他市に比べて高い数値にはなっていないことがわかります。

13 ページ目にサービス利用率を掲載しています。和光市はサービス利用率が 85.8%と県内 2 番目となっており、県内平均より 11.3%サービス利用率が高くなっています。もし仮にサービス利用率が県内平均の 76.1%に調整した場合の認定率は、14.71%となりまして、鶴ヶ島市や幸手市と同程度の認定率となります。両市と給付月額を比較すると同じ水準になるため、認定率が低いにもかかわらず、給付月額が高い原因としては、サービス利用率が高いことが原因と考えられます。

14 ページ目、15 ページ目には、高齢者の特徴として世帯や前期高齢者の推移を掲載しています。いずれも他市と同じ傾向で推移しておりまして、2026 年度までは後期高齢者の割合が増加する見込みです。後期高齢者の増加が、割合が増加することで、独居の世帯も増加する見込みですので、見守りなどの独居対策の事業を充実する必要があると考えられます。

資料 1 の説明については以上となります。

菅野会長	<p>はい、事務局からの説明終わりましたけれども、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>はい、山口委員お願いします。</p>
山口委員	<p>はい、2 ページのところを見ていただいて、何が変わってきたのかなっていうと、あのグラフのほうの令和6年、7年のあの要支援の数ですね。要支援1、2の数が和光市増えてきてます。この原因については、総合事業のほうを少なくしていったっていうところで要支援が増えていったっていうところかなと思われるのですが、今後も、あの総合事業のほうが少ない分、要支援の数が増えていって認定率も上がっていくのではないかと予想されますが、その点はどう思われますか？</p>
梅津次長	<p>はい。おっしゃる通り、令和6年、7年と、要支援の方が増えてきております。市の考えといたしましては、その前の令和3年頃から、あの新型コロナウイルスが流行りまして、なかなかその総合事業への参加が難しいという時期が続いてしまっていて、そして実際に令和6年度あたりから、通常の方法に戻ってきてはいるところですが、やはりこの3年、4年、5年あたりで総合事業に参加できなかったっていうことが、この要支援がここに来て増えてる要因ではないか、と考えております。</p> <p>で、また現在、総合事業のほうを再開させていただいておりますので、今最新の数字になりますと、若干認定率のほうは、下がり止まりの状況、上がり続けているところが今ちょっと横ばい状態になっておりますので、やはりこの総合事業を再開したことが、一定程度効果が出てるのかなというふうに認識しております。</p>
菅野会長	<p>よろしいでしょうか？他に無いようでしたら、これは報告事項ですので、次に移らせていただきます。</p> <p>報告事項2、の説明をお願いします。</p>
川口主幹	<p>はい。引き続きまして報告事項2、特別養護老人ホームの公募の結果について、報告いたします。資料2をご覧ください。</p> <p>第9期長寿あんしんプランに基づき、6月に事前協議を開始、7月から8月にかけて公募を行いました。関心を示し相談があったのは2件でしたが、結局応募してきた団体はありませんでした。ただ、公募が終了してからもう次を見越してかどうかわかりませんが、数件お電話をいただきました。応募が難しい要因</p>

	<p>は、やはり土地の取得、また、物価の高騰が挙げられるのではないかと思います。公募の今後についてですが、今年度につきましては、埼玉県補助金は年1回の応募になっていることから、追加の募集は行いません。来年度につきましては、長寿あんしんプランの3年目になりまして、計画策定の年でもあります。そして今回の課題も踏まえましてどのようにするかは、現在検討中でございます。以上です。</p>
菅野会長	<p>はい、よろしいでしょうか。</p> <p>補助金を相当もらわないと、新しく特養の収入で建物作ろうなんてとても無理だと思うのですが、ですから県の補助金がもう終わってしまったから、和光市からそんなにお金が出るとは思えないし、土地を提供して、建物だけでも80床の建物建てるのは本当、10億、8億ぐらいかかっちゃうのかな？補助金がないと到底できないと思いますが。</p> <p>何かご質問ございませんでしょうか？はい、どうぞ。</p>
清水委員	<p>今ある福祉の里にありますよね？あれは何床あるんですか？</p>
梅津次長	<p>はい、60床です。</p>
清水委員	<p>60床でも、あれは市の施設ですか、そして、今度も市の施設ですか？募集してるのは？</p>
梅津次長	<p>福祉の里は市の施設になりますが、こちらは民間のほうに建てていただく形ですね。はい。民間事業者の建てれば、この先ほど申した県の補助金を活用することができますので。80床ですと350万円かける80床で2億ぐらいですが。</p>
清水委員	<p>でもこれ募集してるけど、これ3回目ぐらいでしょ？これ、2回目ですかね？</p>
梅津次長	<p>第9期になってからは2回目です。以前はあの29人の少ない、地域密着型の特養で募集をかけていたのですが、やはり29人で採算が取れないというところで、令和5年度計画策定する段階で、この広域型の80床のほうに変えております。</p>
清水委員	<p>これ、老人保健施設ってあるじゃないですか？またこれとはちょっと違うんですけど、ああいう募集っていうのはないんですか？</p>

梅津次長	<p>今、和光市この9期プランのほうで、特別養護老人ホームのほうを設置計画って形で掲げておりますので、第9期については、特別養護老人ホームでの募集となります。</p>
菅野会長	<p>よろしいですか？あの朝霞に朝光苑ありますね。あそこの経営母体は朝霞地区福祉会でしたっけね？</p>
梅津次長	<p>設置自体は朝霞市が設置していますが、運営自体は朝霞地区福祉会のほうで行っております。</p>
菅野会長	<p>ま、ここでそういう話をしてもいいかわかりませんが、私、嘱託医をやっていますが、一時期入居が40人、50人っていう数字になっていた時があって、今も満床になってないと思いますが、職員が足りないんですよね。入居希望者はいると思いますが。ですから、そこら辺を踏まえてこれを作らないといけないと思います。例えば、こういうのを和光市で作るにしても、その介護職員、それから看護職員、もちろん周囲の医療施設から引き抜かれたら困るし、うちだって介護、看護職員も足りないし、介護職員も足りない。そういう状況をね、あのハードだけじゃなくてソフトも、具体的にしてね、いただかないと。金銭的な問題だけじゃなくて。例えば、その朝霞、朝光苑が施設がベッドが空いてるのに入れられないという状況なのであれば、これもう本当に慎重にしないといけないと思いますけど。</p>
川口主幹	<p>はい。あの、今回の第9期を策定する時にですね、おっしゃる通りその部分に付きましては、ちょっと事業者さんとかにお伺いしまして、採算性を考えると100ぐらいがとか、そういう部分もあったんですけど、おっしゃる通りその人数の確保というところが難しいというところがありまして、あの100ですとちょっと確保する人数が多いということもありまして80という数字を、示させていただいたというのが今回でございます。なので、また、おっしゃっていただいた部分も踏まえまして、第10期とかも検討の1つとさせていただきたいかと思っております。</p>
菅野会長	<p>ま、私からすると80床も100床も、就労人員はそんな変わらないですよ。ですから、この民間の事業者を公募してね、決まるにあたっては、人員配置だとかそこら辺もきっちりどうするのか、そして繰り返しになりますけど、近隣の</p>

鈴木副会長	<p>機関、医療機関なり介護施設に迷惑かからないような形で人集めてくださいと。そういうことだけはくれぐれもお願いしたいと思います。</p> <p>ま、特養についてはあの市民の要望は相当強くて、こういう計画に対してね、すごく期待されているのかなと思うんですが、この埼玉県の特養の整備事業の県の補助金で、これ県内でこれを使って整備している市町村ってのは、実際この県の補助金制度ができて、これを利用してやってる市町村、市町村直接じゃないと思いますが、そういう市町村が、特養をこう設置してるっていうところは、あるんでしょうか？</p>
川口主任	<p>まず、特養の整備は基本県が実施することとなります。そして中核市だとか政令指定都市もその権限を持っており、独自で設置ができるんですけども、和光は中核市ではありませんがその権限を委譲していただいているということで、特別に市として設置が認められています。さいたま市や戸田市、越谷市、そういった中核市につきましては、基本、独自で補助金を用意し整備していると、というのが実情でございます。</p>
鈴木副会長	<p>はい。わかりました。</p>
菅野会長	<p>まあ、慎重でちょっとやっていただくということでお願いします。大体、この朝霞地区福祉会で経営している特養に空いているベッドがあるのであれば、そこに人が足りないから入れられないって言うのであれば、和光市も協力してですね、そこに人員を集めるような努力をして、ベッドを埋めて、それからの話だと思います。ベッドが空いてるのでしたら。</p>
梅津次長	<p>来年度、この第10期の計画の策定年度になりますので、改めてこの特養の必要性等につきましては、また来年度の協議会させていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
菅野会長	<p>お願いします。はい。他にありませんでしょうか？</p> <p>それでは、これも報告ですので、次に諮問事項に移らせていただきます。諮問事項1について事務局からご説明をお願いします。</p>
安藤主任	<p>それでは諮問事項1、令和7年度和光市介護保険特別会計補正予算案についてご説明いたします。資料3をお手元にご準備ください。</p>

表紙を開いていただきますと、歳入・歳出の項目の数字の一覧を掲載しております。それぞれの表の下段の1番下の予算総額をご覧くださいますと、次の12月議会では歳入、歳出それぞれで、433万8000円の補正額を計上しております。具体的な数字の説明については4ページ目以降に詳しく説明を記載しておりますので、次のページをご覧ください。

歳入補正であります、Aの地域支援事業支援交付金及び、地域支援事業繰入金についてご覧ください。地域支援事業交付金の説明については、前回と同じ内容をお話しさせていただいたので割愛させていただこうと思いますが、今回歳出予算である、地域支援事業のサービス・活動事業で575万4000円の増額補正を予定しております。右側の円グラフのまるで囲っているところの箇所、市の繰入金と、第2号被保険者の法定負担割合を充当するために増額補正をいたします。それぞれ市の繰入金が71万9000円、第2号被保険者の負担分である支払基金の歳入額が155万4000円となります。国と県の法定負担割合を充当しない理由につきまして、下段に記載しておりますが、介護保険法で地域支援事業は75歳以上の被保険者数等の状況を勘案して上限額の範囲内で事業を行うことと決められています。令和7年度の事業費がすでに上限額を超過しているため、国、県の法定負担割合の追加交付を今回計上はしておりません。ただ、要件を満たす場合は上限額を超えて交付される規定がありまして、令和8年度に実施します実績報告時の協議によって上限を超過している今回の事業費も追加交付される見込みであります。

続きまして5ページ目。Bの事務費繰入金について。事務費繰入金につきましては、介護保険事業の運営に要する事務的な経費を充当するための費用となります。全額、一般会計からの繰入金で充当されておりまして、今回歳出予算で減額及び増額補正を予定しているため、合計で、152万8000円の減額補正と予定しております。

C、介護給付費準備基金繰入金について、Aでご説明しました地域支援事業の増額補正に伴う歳入である、地域支援事業交付金で法定負担割合を充当できない国、県及び、第1号被保険者の負担分を充当するために準備基金から取り崩しまして不足分を繰り入れいたします。575万4000円分の歳出補正の対する不足分を充当するため、準備基金からは348万1000円を増額補正する予定であります。

6ページ目からは歳出の予算の説明となります。

Dの介護認定審査業務で介護認定審査会のペーパーレス化のため、パソコンやタブレット端末等の機器を借り上げることを想定して予算を計上してありましたら、プロポーザルによる公募型事業者の選定によりまして、借り上げでは

なく、アプリケーションまたはブラウザ上でのシステム利用となったことで、今年度の委託費が、19万8000円となったため、余剰分である161万4000円を減額補正いたします。

Eの介護保険運営協議会運営で、当初年4回の会議を予定し予算計上していましたが本年度の初めに実施しました、期ずれ問題の説明で開催回数が増えたことによりまして、委員報酬が不足する見込みであるため、8万6000円分の増額補正をして予定しております。

7ページ目。F、サービス・活動事業につきましては、掲載している表のとおり、地域支援事業のところで、通所Aの利用者が当初の見込みよりも増加したことによって、575万4000円を増額補正いたします。

最後にGの償還金につきましては、地域支援事業交付金の過年度再確定を実施し、返還金が生じたので、11万2000円を増額補正を予定しております。こちら、説明の記載のところですが、恐れ入りますが2行目のところ、1点修正がございまして、2行目の「令和6年度」の総合事業調整交付金のことと記載しておりますが、こちら正しくは「令和5年度」となりますので、申し訳ございませんが、修正のほどお願いします。こちらは地域支援事業交付金の過年度再確定についてですが、令和6年度に調整をいたしました地域支援事業の委託費におきまして、本来は非課税であるべきところを誤って消費税を加算して支出し、国などへの報告も課税込みで報告していた問題につきましては、昨年度の再確定の際に、調整はしたところですが、しかし令和5年度の総合事業調整交付金の再確定につきましては、実質的に調整が間に合わなかったため今回追加で再確定をしております。またその過程で、令和元年から令和5年度の総合事業調整交付金の所要額の計算について、本来であれば10月審査分から翌9月審査分として、費用を計上すべきところを誤って9月審査分から8月審査分と計上していたことが判明しまして、別途令和元年から令和5年度の総合事業調整交付金の再度、令和5年度の総合事業調整交付金を再確定したことによって11万2000円の返還金が生じたため、増額補正の予定をしております。

資料の説明については以上となります。

菅野会長

はい、ありがとうございます。ご質問いかがでしょうか？

山口委員

5ページ目の、介護認定の審査についてなんですけど、最近とても遅れているというのが実感としてあるんですけど、その理由とかは、どうなのでしょう？

菅野会長	医師の診断書が遅いということですね。すみませんね。
山口委員	それだけではないんじゃないかなと思うんですよ。
梅津次長	はい、すみません。遅れていることに付きましては大変申し訳なく思っております。今ですね、認定の申請が今非常に多くなっております状況もございまして、週に1回基本的に審査会開催してはるんですけども、1回あたりのその審査会にかける件数が50件で行っておりますので、どうしても件数が多くなってくるとちょっと、1度にかける件数に限りがございますので、少し遅れているという状況でございます。
山口委員	多分、認定期間、あのコロナ期間の時は長く取ったりとかをしていたかと思いますが、今1年になって、で、バツとまた増えたってところもあるのかなと思っていて、1年縛りってことじゃなくて2年とか出すっていう計画とかはあるんですか？
梅津次長	今年度、それにつきましても見直しを行いまして、1年という区切りではなくて、状況によっては、24ヶ月とかそういった認定期間のほうも出しております。
菅野会長	よろしいですか？他にいかがでしょうか？ それでは諮問事項1、令和7年度和光市介護保険特別会計補正予算第2号案について、これでよろしいでしょうか？承認する場合は挙手をお願いいたします。
	<全員挙手>
菅野会長	挙手全員ということで、これは承認されました。 続いて、諮問事項の2をお願いします。
島津統括主査	それでは諮問事項2、介護給付費通知事業の廃止についてご説明いたします。資料4をご覧ください。 今、資料4の1、国の指針からご説明いたします。介護給付費通知事業とは、国が策定する介護給付適正化計画に含まれているものです。介護給付適正化計画は令和5年度までは第5期計画期間であり、介護給付費通知事業は必須の事

業となっております。しかし、令和6年度からの第6期計画では、介護給付費通知事業は費用対効果が見込みづらいとの理由で必須事業から任意事業となりました。和光市が策定する第9期長寿あんしんプランは、介護給付費通知事業が任意事業となった第6期介護給付適正化計画の期間ではあるものの、介護給付費通知事業を行うものとしています。資料を1枚めくってください。こちらの見開きは第9期長寿あんしんプランの写しです。左側、111ページの写しの真ん中あたりに、施策番号4-4として給付適正化事業の推進を載せております。続いて右側の16、116ページの写しに詳細が載っております。真ん中の(4)利用者への情報周知の部分、四角で囲まれている枠の中が介護給付費通知事業についての長寿あんしんプランの具体的な記載となります。この中を読みますと、「利用中のサービスが身体状況に適しているかを両者自身に改めて確認してもらうため、年2回介護給付費(サービスの種類や費用等の利用状況)の通知を送付します。」とあります。

では資料4の最初のページにお戻りください。2、介護給付費事業の内容をご覧ください。このように介護給付費通知は、介護サービスを受けるご本人やご家族に対して、事業所の介護報酬の請求状況等を通知することにより、受給者や事業所に対して適切な請求に向けた抑止効果を期待して送付するものです。介護給付費通知は、埼玉県国民健康保険団体連合会に作成を委託しており、作成にかかる費用は発生しません。しかし、郵送費は和光市の負担となります。

次に3、介護給付費通知事業を廃止したい理由をご覧ください。国の指針にも示されている通り、和光市においても費用対効果が見込まれないため、本事業を廃止したいと考えております。県内の近隣4市及び和光市と人口規模が同等の自治体3市の合計7市に確認したところ、7市の内6の市において令和6年度から介護給付費通知を廃止してございました。また、介護給付費通知を送付したあと、事業所の適切な請求に向けた抑止効果をもたらさず、受給者の方やご家族の方からのフィードバックはここ数年1度もありませんでした。令和7年度は通知の郵送費として81円×3500通、28万3500円を計上しておりますが、費用対効果が見込めない状況にあります。以上のことから、介護給付費通知事業を廃止したいと考えております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

菅野会長

はい。介護給付費通知事業廃止ということですが、ご意見ございますか？  
はい。お願いします。

山口委員

この件について、私がケアマネで行っているお宅のご家族から、「この通知っ

て一体何なの？」っていう質問がありまして、年に2回送られてきて、2ヶ月ぐらいの、これだけの介護費用を使っていますよっていう通知なんですけど、「この2ヶ月だけ見たところで何になるの？」っていう意見がありまして、それをそのまま市のほうにお伝えしたところでした。で、このように、もらっても見ないお宅っていうのはいっぱいありますし、どのような書類が、どのように金額がかかってくるのか、っていうところがあるのであれば、他にも書類があるのかなと思うので、もし無駄な書類とかがあるのであれば精査していただきたいなと思います。

梅津次長

ご意見ありがとうございます。そういったご意見も踏まえまして、今回見直しをさせようと思っておりますので、よろしく願いいたします。

菅野会長

ここで多くの人がみんなわかってるし、いらぬ人いる。でも廃止するにあたっては、続けろとして欲しいって人の意見は全くないのですか？この委員会でただ廃止しましたって言って、市民のご意見を聞いてから決めなくていいのですか？

梅津次長

実際に、これまでこの通知を送ったことについての、そのご意見等は特にございませんでしたので、はい。それで実際、国のほうの方針としましても、費用対効果が見込みづらいというところで、任意事業のほうに移行されているというところも踏まえまして、今回廃止の方向で考えております。

菅野会長

わかりました。もう通知しても反応がないということですね。  
はい、質問、どうぞお願いします。

茂野委員

一応こちら廃止っていうことなんですけど、一応任意事業っていうことにはなっているかと思いますが、これっていうのは廃止が前提であって、任意の方の意見は受け入れないっていうことなのか、それとも任意で、あの市に依頼をした方に対しては発送するっていう風に考えなのか、どうなのかと思うのですが。見てもあまりわからないっていう家族がいるのも確かだと思うんですけど、でもそれをもって何か安心して思う方もいるかと思うんですよ。よく分かりませんが。まあその、請求に近いことなので、どのようなお金の流れがあるのかっていうのを、期待、知りたい、細かくっていう方が何人かいるかと思うので、ちょっとその、あくまで廃止が前提だけど、一応任意事業だよっていうこともあるかと思うので、いかがでしょうか。

梅津次長	はい。今回につきましては、やはりその実際の現場の方々からもお聞きしまして、やはりこちらにつきましては、費用対効果が見込まれないというところで、廃止という風に考えております。
菅野会長	これは、あの、やめたとしても、市に知りたいといえ、当然これは介護を使ってる、自分たちの使ってる費用っていうのはわかるわけでしょ？
山口委員	事前にケアマネージャーから、こういった金額で、というのは提示された上で来てるものなので、あまり必要ないのかなと。
菅野会長	だから、まあ、あの利用者さん、知りたい利用者さんには特に問題はないと、いう風ですね。
梅津次長	また、そういったご意見があればご回答はいたしますので。
菅野会長	はい。他によろしいでしょうか？ よろしいようでしたら、これも採決を行います。諮問事項2ですね、介護給付費通知事業の廃止について、ご承認の方は挙手をお願いいたします。
	<挙手多数>
菅野会長	はい、ありがとうございます。諮問事項は承認されました。 諮問事項以上ですけれども、その他に移ります。事務局から何かございますか？お願いします。
川口主幹	その他として、事務局より連絡事項1点お伝えします。 連絡事項は次回の日程についてです。今回は令和8年2月2日月曜日、13時30分から、場所はこの部屋の向かい側になります、全員協議会室を予定しております。内容は令和8年度の当初予算及び令和7年度の補正予算が主になるものかと思いますが、また通知等で詳細につきましては開催の1週間前程度に送付させていただこうかと考えております。皆様の任期、令和8年5月31日まで、とっておりますけれども、を踏まえますと、急な招集がないとは言いませんが、通常でしたら、次回が最後の招集になるかと思いますが、皆様もご多忙と思いますが、最後までご協力のほどよろしくをお願いいたします。連絡事項は

以上でございます。

菅野会長

はい、どうぞ。ご苦労様でした。  
ありがとうございました。

議事録署名人

鈴木 正敏

議事録署名人

山口 はるみ